平成２９年（フ）第１４７号
奈良市四条大路３丁目５番16号
破産者　森成開発株式会社
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９９７号
札幌市東区北32条東１丁目４番10号
破産者　有限会社森下アグリ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
仙台市青葉区国分町３丁目11番５号日宝勾当台西ビル601号
破産者　有限会社旅プラザくるる
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第３０号
宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷53番地
破産者　株式会社大場商店
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
名古屋市南区呼続元町1030番地の３
破産者　有限会社チェスナット
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４８号
愛知県一宮市浅野字駒寄11番地
破産者　株式会社ＲＨＣ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８９号
大阪府高石市西取石６丁目１番３号
破産者　株式会社シグナルボックス
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
大阪府河内長野市向野町769番地　10―101号
破産者　有限会社シンエーフーズ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２７号
神戸市東灘区深江浜町77
破産者　有限会社竹中塗装店
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９３号
和歌山市野崎45番地の２
破産者　有限会社カーライフ・オーアンド中央
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
岡山県倉敷市四十瀬262番地22
破産者　株式会社ペガサスホーム
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４００号
福岡県中間市岩瀬４丁目３番25号
破産者　株式会社ＤＡＩＧＯ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５号
宮崎県日南市岩崎２丁目４番３号
破産者　有限会社司
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
三重県桑名市大字五反田1840番地13
破産者　小川　剛史
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
三重県桑名市大字西別所1200番地281
破産者　株式会社ＮＩＳＩコーポレーション
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
三重県桑名市三之丸114番地　パークタウン三翠５Ａ号
破産者　高田　有子
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市大島597番地２　吉田敏子方、開始決定時の住所岡山市中区倉田532番地８ムサシノビル西館６Ｆ　605号
破産者　横田　厚志
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７号
岡山市中区倉田532番地８ムサシノビル西館６Ｆ605号
破産者　有限会社ヨコタ創設
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９号
岡山市東区大多羅町146番地３　フローラ芥子207
破産者　浅野　昌彦
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３号
岡山市中区平井1182番地10　リバーサイドひらい102号室
破産者　小松　聖市
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
宮崎県日南市上平野町１丁目11番地８
破産者　有限会社県南介護サービス
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部